**《町会規約　作成例》**

**○○町会規約**

**第１章　総則**

（名称及び事務所）

第１条　本会は○○町会（以下「本会」という。）と称し、事務所を松戸市○○町○番地の○に置く。

（区域）

第２条　本会の区域は、松戸市○○町○番地の○から○番地の○までの区域とする。

（会員）

第３条　本会の会員は、第２条に定める区域に住所を有する世帯をもって構成する。

２　本会へ入会及び退会しようとする者は、会長に届け出るものとする。

３　本会へ入会及び退会の届け出があったときは、正当な理由なくこれを拒んではならない。

（目的）

第４条　本会は、会員相互の親睦及び福祉の増進を図り、地域課題の解決等に取り組むことにより、住みよい地域社会の形成に資することを目的とする。

（事業）

第５条　本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

（１）会員相互の親睦に関すること

（２）清掃、美化等の環境整備に関すること

（３）防災、防火、交通安全に関すること

（４）住民相互の連絡、広報に関すること

（５）○○会館の維持管理に関すること

２　本会は、前項の事業を行うに当たっては、「個人情報の保護に関する法律」（個人情報保護法）に基づいて、会員の個人情報を適正に取り扱い、その保護に努めるものとする。

**第２章　役員**

（役員の種別）

第６条　本会に、次の役員を置く。

（１）会長　　　　１名

（２）副会長　　　○名

（３）会計　　　　○名

（４）○○部長　　○名

（５）班長　　　　各班１名

（６）監事　　　　○名

（役員の選任）

第７条　会長、副会長、会計及び監事は、総会において、会員の中から選任する。

２　部長は、会員の中から、会長が委嘱する。

３　班長は、各班の会員の中から、互選により選出する。

４　監事は、会長、副会長及びその他の役員と兼ねることはできない。

（役員の職務）

第８条　役員は、次の職務を行う。

（１）会長は、本会を代表し、会務を総括する。

（２）副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（３）会計は、本会の会計事務を処理する。

（４）部長は、会長の命を受けて、会務を分担する（例：総務担当、広報担当、環境整備担当、防犯担当、交通安全担当、福祉担当、青少年担当、会館担当等）。

（５）班長は、会員との連絡調整にあたる。

（６）監事は、本会の会計事務及び業務執行について監査を行い、毎年定期総会に報告する。会計事務及び業務執行について不正の事実を発見したときは、総会に報告することとし、報告のために必要があると認めるときは、臨時総会の開催を請求する。

（役員の任期）

第９条　役員の任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

２　補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

（役員の解任）

第10条　役員が、規約に違反したとき又は本会の名誉を傷つける行為をしたときは、総会の議決により解任することができる。

**第３章　総会**

（総会の構成）

第11条　総会は、全会員をもって構成する。

（総会の種別）

第12条　総会は、定期総会及び臨時総会とする。

２　定期総会は、毎年○月に開催する。

３　臨時総会は、会長が必要と認めたとき、全会員の○分の１以上から会議の目的となる事項を示して請求があったとき及び第８条第１項第６号の規定により監事から請求があったときに開催する。

（総会の招集）

第13条　総会は、会長が招集する。

２　総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的、内容、日時及び場所を示して、会議の○日前までに通知しなければならない。

（総会の審議事項）

第14条　総会は、次の事項を審議し、議決する。

（１）事業計画及び事業報告に関する事項

（２）予算及び決算に関する事項

（３）役員の選任及び解任に関する事項

（４）規約の変更に関する事項

（５）その他の重要事項

（総会の議長）

第15条　総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選任する。

（総会の定足数）

第16条　総会は、全会員の２分の１以上の出席がなければ開催することができない。ただし、委任状を提出した会員は、出席者とみなすものとする。

（総会の議決）

第17条　総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（総会の議事録）

第18条　総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

（１）日時及び場所

（２）会員の現在数及び出席者数（委任状を提出した会員を含む。）

（３）開催目的、審議事項及び議決事項

（４）議事の経過の概要及びその結果

２　議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人○名以上の署名押印をしなければならない。

**第４章　役員会**

（役員会の構成）

第19条　役員会は、役員（監事を除く）をもって構成する。

（役員会の招集）

第20条　役員会は、会長が必要と認めたときに招集する。

（役員会の審議事項）

第21条　役員会は、会長が議長となり、次の事項を審議し、議決する。

（１）総会に付議すべき事項

（２）総会において議決された事項の執行に関する事項

（３）その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

**第５章　会計**

（経費及び手当）

第22条　本会の経費は、会費その他の収入をもって充てる。

２ 本会の役員に、手当を支給する。（※兼務の場合は金額の多い方とする。）

(１) 会長 　　年額 ○○○○円

(２) 副会長 　年額 ○○○○円

(３) 会計 　　年額 ○○○○円

(４) ○○部長 年額 ○○○○円

(５) 班長 　　年額 ○○○○円

(６) 監事 　　年額 ○○○○円

（会費）

第23条　本会の会費は、１世帯あたり月額○円とする。

（会計年度）

第24条　本会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わる。

**第６章　雑則**

（委任）

第25条　この規約に定めるもののほか必要な事項は、総会又は役員会の議決を経て、別に会長が定める。

**附　則**

この規約は、令和○年○月○日から施行する。